

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項にかかる
協議が調っていることの証明書

令和4年2月24日付大阪市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

別紙のとおり

2. 協議が調っている運行態様及び運送の区間

運行態様：区域運行（道路運送法施行規則第21条）

運送の区間：別紙のとおり

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

運賃及び料金の種類		運賃及び料金の額	
普通運賃	片道	大人	300円
		小児	大人普通旅客運賃の半額
		幼児	同伴者1名につき2名まで無料 3人目から大人普通旅客運賃の半額
運賃の割引 (営業割引)	乗り放題バス	表一2 乗り放題バス旅客運賃表参照	
	回数券	表一3 回数券旅客運賃表参照	
決済手段	現金	降車時に支払い	
	クレジットカード	降車時に支払い	

旅客運賃の適用方法は、次のとおりとする。

(ア) 片道普通旅客運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。

(イ) 旅客運賃の割引

① 乗り放題バス

乗り放題バス運賃は、旅客がWILLER株式会社の指定する予約・販売システムにおいて、WILLER株式会社が定める販売期限までに購入した場合に適用する。
家族会員運賃は、乗り放題バスを購入した旅客が同居する家族（最大6名まで）をWILLER株式会社が指定する予約・販売システムにおいて予め家族会員の旅客として登録し、WILLER株式会社が定める販売期限までに購入した場合に適用する。

② 回数券

回数券は、旅客がWILLER株式会社の指定する予約・販売システムにおいて、WILLER株式会社が定める販売期限までに購入した場合に適用する。

表一2 乗り放題バス旅客運賃表

期間	大人・小児	家族会員
1ヶ月	5,000円	500円

【利用条件】

- ・乗り放題バスを有する旅客は、期間内において回数制限なく利用することができる。
- ・乗り放題バスは、大人、小児同額とする。
- ・乗り放題バスは、北区エリア及び福島区エリアの営業区域内の利用において共通で利用出来るものとする。

表一3 回数券旅客運賃表

回 数	大人・小児
8回	2,100 円
5回	1,400 円

【利用条件】

- ・回数券を有する旅客は、期間内において制限回数内の利用をすることができる。
- ・回数券は、北区エリア及び福島区エリアの営業区域内の利用において共通で利用出来るものとする。

4. 運行時間帯及び時間帯別運行回数

7時から22時まで

1台1時間あたり最大4便運行（1時間あたり最大16便）

5. 使用する車両及び台数

ワンボックス車両《通常車両》（乗車定員（運転席除く）9名） 4台（最大）

6. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

運行期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

7. 運行事業者

【参考】

- ・珊瑚タクシーグループ（道路運送法 第21条申請予定運行事業者）
- ・東京・日本交通グループ（道路運送法 第21条申請予定運行事業者）
- ・ユタカ中央交通株式会社（道路運送法 第21条申請予定運行事業者）

令和4年2月24日
 大阪市地域公共交通会議
 会長 内田 敬